平成２６年（フ）第２１０号
秋田市御所野元町４丁目３番16号　ゼフィール102号
債務者　杉山　光章
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平川　信夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２６号
秋田市八橋本町５丁目６番６号
債務者　伊藤　義見
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江野　　栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９４号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番526―504号、従前の住所神戸市垂水区五色山６丁目５番24号
債務者　安藤　千里
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　祥平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４２号
神戸市灘区鶴甲５丁目１番50号　ライブタウン翠光502号、従前の住所兵庫県芦屋市奥山12番217号
債務者　草葉かがり
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　浩太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５９号
兵庫県加古川市加古川町粟津754番地の５サン・シャインロイヤルオクウチ221号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町養田1546番地Ｌ号
債務者　藪内防水工芸こと　藪内　章善
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸尾　明弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３４５号
函館市旭町11番６号　ＷＥＳＴ　ＩＮＮ203号室
債務者　畠中　綾蘭
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３１９号
埼玉県羽生市大字上手子林471番地、旧住所埼玉県羽生市南羽生１丁目12番地２
債務者　吉澤　未来
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３３号
大分県日田市大字十二町151番地１　ＣＯＲＥ21―Ａ101号
債務者　加藤　輝彦
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第１１０１号
さいたま市桜区大字下大久保951番地　パープルティアラ211号室
債務者　あずまやま　なおること　東山　修久
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３２号
埼玉県上尾市大字上野226番地５　レオパレスＭＫⅢ205
債務者　大久保展行
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６８号
さいたま市南区大字太田窪3018番地８
債務者　渡辺　兼一
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９５号
埼玉県川口市西川口２丁目６番13号　アイリス西川口102号
債務者　土屋　　實
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
埼玉県深谷市上野台2185番地１　第２大谷ハイツ102号
債務者　内藤　数博
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３０号
京都府舞鶴市字寺内135番地２
債務者　川端　陽子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第４７５号
大阪府和泉市府中町６丁目10番10号
債務者　玉井　純子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７６号
大阪府阪南市新町225番地
債務者　鍛治こと　鍛治　政史
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４８９号
大阪府岸和田市加守町４丁目23番26号ロンドールビレッジ302号、事業所所在地大阪府泉北郡忠岡町北出２―16―12
債務者　徳留裁断こと　徳留　　亮
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係